

生活介護事業者 各位

吹田市福祉部障がい福祉室長

新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための社会福祉施設等（通所サービス）  
の取扱いについて（通知）

日頃から、本市障がい福祉施策の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、吹田市における取扱いについては、吹福障第 795-2 号（令和 2 年 4 月 27 日付け）にて通知しておりますが、緊急事態宣言解除後においても、感染者数の動向及び厚生労働省の通知を踏まえ、下記のとおり対象期間を設定します。

記

1 厚生労働省の通知（抜粋）

サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと①市町村が判断する場合に、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと②市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能です。

2 吹田市の取扱い

(1) 対象要件

①については、急な他の障がい福祉サービス等（重度訪問介護や居宅身体介護）への代替措置の確保は困難と判断されることから、通所サービス（生活介護）において、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと判断します。

②については、利用者の求めに応じて、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと事業者において判断した場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして取り扱って差し支えないものとします。

ただし、支援の適用については、既に決定している支給量の範囲内とします。

## (2) 対象期間

本取扱いにつきましては、今後も利用者に対して必要なサービスが継続的に提供される必要性を勘案し、当面の間、継続して適用します。

具体的な終期につきましては、国及び府の動向・通知を踏まえて、改めて市から通知します。

なお、事業者におかれましては、市のホームページを随時ご確認いただきますよう、お願いいたします。

## (3) 事業所における留意点

新型コロナウイルス感染防止の観点から、今後もサービスの提供にあたり、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けるために分散通所等の取組の実施を検討し、安心・安全な環境の確保に努めてください。

なお、在宅支援に切り替える場合には、障がい福祉室にその旨をご一報ください。

## (4) 請求方法

請求方法は、通常どおり手続きしてください。

ただし、上記2（1）の取扱いにて請求される場合は、該当する利用者の「個別支援計画書」に居宅等の支援の必要性を記載いただき、その支援内容を日報等に記録してください。

### (参考資料) ホームページ掲載

- ・新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2～第8報）

問合せ先

吹田市福祉部障がい福祉室

基 幹 担 当

TEL 06-6384-1348

支 給 管 理 担 当

TEL 06-6384-1346